

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月二日

埼玉県下水道事業管理者 三井 隆司

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として管理者が適当と認めるものを管理者に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。